

1. 特預金を充てる事業の適用を判定する基準(メルクマール)

災害の予防的措置や発災後の被災者救済措置等に係る各種の基準は法令で定められており、主な法令の類型は下図の通り。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(自動車リサイクル法はその特別法)は図1の(A)で示したように、「復旧・復興」に位置づけられる。「復旧・復興」の類型にまたがってカバーしている法令は図1の(B)で示した激甚災害法で、これは激甚な災害を対象に、特別の財政支援等の措置を講ずるために定められたもの。

同法による支援の適用は、地方公共団体が提出する被害査定額が標準税収額の一定割合を越える等の要件を満たすとき、その金額を基準に特定の災害等を指定することで行われる。特預金を原資とする災害対応事業の適用判定基準は、災害からの復旧・復興の支援対象を選定する基準として広く国内に行き渡っている激甚災害指定を準用することとして、今後の検討を進めたい。尚、直近5年間における激甚災害指定の頻度は5回/年となっている。

図1. 主な災害対策関係法律の類型別整理表 出典: 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会(環境省)

類型	予防(災害対策基本法)	応急	復旧・復興(激甚災害法) (B)
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 地震財特法 他5法令	災害救助法 消防法 警察法 自衛隊法	(A) <災害廃棄物の処理> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ⇒ 法第22条、施行令第25条 <被災者への救済援助措置> 被災者生活再建支援法 他6法令 <災害復旧事業> 被災市街地復興特別措置法 他4法令 <保険共済制度> 森林国営保険法 他2法令 <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、 徴収猶予等に関する法律 <その他> 防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律
火山	活動火山対策特別措置法		
風水害	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	砂防法 他5法令		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

過去の災害に関する報告書等、公開されている各種資料を当たったところ、自動車の被災状況に関する情報は得られなかった。国庫より補助された金額等の情報は関係省庁によって公表されているものの、災害廃棄物の明細までは含まれていない。このため、「自動車の被害の度合い」によって支援対象とする災害を判定する基準を策定することは困難な状況。

2. 激甚災害指定(本激・早期局激)の状況と一般的に知られている過去の災害

H22年からの5年間で、激甚災害(本激・早期局激)の指定は18回行われている(年平均約4回)。一般に広く認知されている過去の激甚災害事例は次表の通り。

出典: 内閣府公表資料、他

適用日	適用対象	査定額	主な地域等	被害額
H5年9月10日	北海道南西沖地震	1,323.0億円	奥尻島津波	664.0億円
H7年1月25日	阪神・淡路大震災	100,000.0億円	-	-
H17年2月25日	新潟県中越地震	353.5億円	新潟県長岡市、他	-
H23年3月13日	平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	169,000.0億円	宮城県他東北一帯	-
H25年11月8日	平成二十五年十月十五日および同月十六日の豪風による東京都大島町の区域に係る災害	55.7億円	伊豆大島土砂災害	-
H26年9月10日	平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨および豪雨による災害	878.5億円	広島土砂災害	163.0億円
H27年10月7日	平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	274.8億円	茨城県(鬼怒川決壊)	186.5億円